J A F 公認競技会における

審查委員服務要項

公認競技会における審査委員の義務とその権限はFIA国際モータースポーツ競技規則(11-8、9)およびJAF国内競技規則(10-9、10、11、12)に定められているが、服務に際して次の各要項を遵守し、役務の遂行に万全を期するものとする。

- 1. オーガナイザーが発行したすべての公式文書についてあらかじめ次の各項を検討しておくとともに、必要に応じてオーガナイザーに注意を与える。
 - 1) その競技会に必要な事項がすべて含まれているかどうか。
 - 2) 公式文書として適正なものであるかどうか。
 - 3)解釈上に疑義を生ずるおそれのあるものがないかどうか。
- **2**. 当該イベントまたは類似のイベントについて経験のない場合は、特に必要とする心得について経験者または専門家から意見を聞いておき、十分な知識をもって臨むこと。
- **3**. 出席するに当たって、モータースポーツに関する諸規則書、FIAおよび JAFの規則、オーガナイザーが発行した特別規則書その他の公式文書、ならびに自分が使用する筆記用具等を必ず携行すること。
- 4. 絶対に遅刻しないこと。重要国際イベントにあっては公式予選の開始前に審査委員によるコース査察が必須条件となっていて、これによる安全確認が終了しない限り競技の開始は許されない。したがって、その到着の遅延は大会のスケジュールにも重大な影響を及ぼすことになる。このような規定がない場合でも、遅くとも公式予選のスタート前までに会場に到着し、競技長、事務局長にその到着を告げるとともに、他の審査委員や技術委員長、計時委員長、コース委員長、事務局長その他の主要競技役員ともあいさつを交わしておくこと。

ただし、これらの人々は、競技開始の直前はいずれも多忙であることにも十分に配慮しなければならない。

なお、審査委員会としては安全上の理由で必要な場合には競技を延期する権限を有していることを忘れてはならない。

- 5. 大会期間中を通じて常にその所在場所を事務局長および競技長が知っているようにしておくこと。
- 6. 安全上、きわめて重大なことが起きない限り、大会の運営に口をはさんではならない。もし必要と思われる場合でも 競技長に冷静な言葉で助言を与えるだけで十分である。審査委員はいかなる場合でも競技参加者またはオフィシャルに 対して直接に指示命令を与えてはならない。模範的な審査委員とはオーガナイザーから助言や協力の要請があった場合 に限り、それについて冷静な態度で対処することができる人のことである。審査委員の任務は規則が維持されているか どうかを確認することであり、必要な場合には裁判官または治安判事として行動することである。これに伴って発生す る裁定権の行使については、いかなる場合であっても絶対に公正を旨とし、一方に偏することがあってはならない。
- **7**. 競技ライセンス(エントラント/ドライバー)を提示することができないものについて審査委員会はその参加を認める権限がある。ただし、その場合、次の各項について十分確認することを怠ってはならない。
 - 1) その者が実際に有効なライセンスの所持者であるかどうか。 (例:その年度に公認競技に参加出場したという証言、 証明を得るか、またはライセンスの番号を文書で申告させ、保証人の副署をとる等)
 - 2) この場合、ライセンス料と同額あるいはそれ以上の罰金を科すのが妥当であるが、罰金が納付されたかどうか。 (徴収した罰金は報告書とともに J A F に送付すること)
 - 3) 所定の事項が記入されたFIAの国際身体検査証明書またはJAFの健康管理カードを所持しているかどうか。 万一これらについても提示することができない場合は大会医師に競技出場(ドライバー)になんらの支障のない健康 状態であることを申告のうえ受診させ、その結果を確認する。この場合、通常の受診料を必ず納付させること。
 - 4) 有効なライセンスの所持者であることおよび競技に適した健康状態であることが確認できなかったものについては 絶対に競技への参加を認めてはならない。
- 8. 条件付ライセンスの所持者については、公開練習または公式予選における走行を観察の結果、審査委員会が認めた場合に限り、決勝への出場が許される。条件付ライセンス所持者の参加の有無については事務局長から報告を受けるようにするとともに、その走行観察の方法についてあらかじめ競技長と打ち合わせ、観察の結果報告が受けられるようにしておくこと。観察結果の裁定は競技長を通じて当該ドライバーに申し渡すとともにJAFへの報告書に記載することを

忘れてはならない。

- 9. 万一、抗議を審査する場合、審査委員の招集、調書の作成手続き等がすべて正式に行われるようにし、後日批判を受けないように細心の注意を払うこと。なお、裁決は判定権を有する審査委員のみで行い、常に正義を貫く心がけが大切である。
- 10. 抗議の取り扱いについての注意事項は次の通りである。
 - 1) あらかじめ事務局長、競技長と打ち合わせ、抗議の審査に使用する静かな部屋を選定しておくこと。
 - 2) 抗議提出者、被抗議者およびそれらの証人等の関係者に審査委員会の開かれる場所と時刻が知らされたかどうかを確認する。(国内競技規則12-5参照)
 - 3) JAF派遣の審査委員は審査委員長となり、審査委員長は抗議に対する審査委員会において議長となること。
 - 4) 競技長と事務局長は審査委員会に出席することができる。ただし、いずれかの側から証人としての要請がない限り、その発言は許されないことに注意しなければならない。
 - 5) 抗議提出者と被抗議者は必ず審査委員会に出席しなければならない。
 - 6) 双方の証人はそれぞれの証言を求められるまで審査委員会の外で待機すべきものとし、証言が終了した後はそこに とどまることが許される。ただし、審査委員会がその証言に虚偽や矛盾がないと認めた場合に限られる。その証言が 少しでも曖昧な場合にはその場から除外し、さらに適当な証人を別に求めたほうがよい。
 - 7) 関係者の召喚は次の順序で行うこと。
 - (1) 抗議提出者
 - (2) 抗議提出者側の証人
 - (3)被抗議者
 - (4)被抗議者側の証人
 - (5) その他審査委員会が必要と認めた個々の証人
 - 8) 双方の責任者とそれぞれの証人とが打ち合わせるための時間を与えること。
 - 9) 双方がののしり合うような口論となることを避けるため、審査の進行については慎重を期し、その秩序を厳に維持すること。審査委員会の目的は抗議に関するすべての要因を公正に分析して冷静な判決を下すことにあり、これから逸脱するような論議は単に紛糾と混乱を招くのみであることに注意しなければならない。
 - 10) 間接的な証言を取り上げてはならない。証人の証言は当人自身が見たり聞いたりして知っていることに限られる。 例えば「彼のメカニックが規則に反した部品を使用していたことを私に話した」といったものは間接的なものであり 証言とはならない。
 - 11) すべての証言を聴取した後、審査委員会はその裁決について討議を行う間、すべての人々(オーガナイザーも含む)に退場を要請すること。
 - 12) 裁決はこれを文章として出席審査委員の全員が署名すること。その際日時の記入を忘れないように注意すること。
 - 13) 裁決の発表は関係者全員を再び呼び入れて、裁定文を読み上げることによって行うこと。
 - 14) いったん裁定文が読みあげられた後は、どの関係者ともその抗議に関して論じ合うことをしてはならない。もし必要な場合には控訴権について助言を与えるにとどめること。
 - 15) すべての人々が見やすい場所に裁定文を提示するように指示する。
 - (例えばレースコントロールの外側の掲示板等)
 - 16)審査委員会の終了後、審査委員はその言動に注意し、関係者やその証人はもちろんのこと、その他の人々に抗議に関しては話し合わないこと。
 - 17) 報告書に抗議裁定文を付するとともに、没収した抗議料、罰金、あるいは控訴が行われる場合の控訴料等を添えて J A F に提出することを忘れてはならない。 (料金については F I A および J A F の規則を参照のこと)
- **11**. 抗議にはすべて時間の制限が設けられている。制限時間を過ぎた後の抗議は物理的にやむをえない理由のある場合を除き、一切認めてはならない。

(国内競技規則12-3参照)

- 12. 審査委員会によって、科せられる罰則は次の通りである。
 - 1)訓戒(叱責)
 - 2)罰金
 - 3) タイムペナルティ
 - 4) 出場停止(失格)
 - 以上を違反の内容の軽重に従って科する前に、必要に応じて関係者を召喚すること。 (国内競技規則11-4参照)

- **13**. 罰則を科したものでその違反の内容が次の各項のいずれかに該当する場合は必ずライセンスの裏に違反事項を記入すること。
 - 1) モータースポーツにとって不利益をもたらす行為
 - 2)無謀運転
 - 3) 黄旗表示区間における追い越し
- **14**. 参加者またはその参加車両の参加資格について疑義を生ずるか、または抗議があった場合、次の各項について注意すること。
 - 1) 参加資格のない参加者について競技長から報告のあった場合には競技への参加を禁止する。参加後にそのことが判明した場合は直ちに失格とし、賞または選手権ポイントの喪失を宣告すること。
 - 2) 参加車両の参加資格について抗議があるか、または技術委員によって不適格と判定された場合、技術委員長によって修正が命じられ、再車検を行うのが通例であるが、修正が不可能なものおよび再車検の結果がなお不適格なものについては競技への参加を禁止すること。
 - 3) 参加者または参加車両で危険を生ずるおそれのあるもの、および不正行為のあったものについて競技から除外すること。
 - 4) 技術委員長が行う再車検に要した費用はすべて参加者が負担するものとし、分解組み立てについても参加者の責任 において行わせるように指導する。
 - 5) 抗議により再車検を実施し、その抗議が成立した場合には再車検に要した費用ならびに分解組み立ての費用は被抗 議者であるエントラントまたはドライバーの負担とし、これと反対に当該車両が規則通りのものであることが判明し た場合は抗議者がそれらの費用を負担すべきものであることをあらかじめ双方に申し渡しておくこと。費用の算定に ついては技術委員長にゆだね、双方の同意を得るように指導すること。
 - 6) 車両規則違反者に対する失格や罰金、出場停止その他の処分の決定は、技術委員長の報告が審査委員会で妥当と認められた後、審査委員会から公表すること。ただし、その前に当該エントラント/ドライバーには正式の審査委員会で技術委員長の報告に対する釈明の機会を必ず与えなければならない。
- 15. 大会審査委員会の報告書は J A F がそのイベントの組織状況を速やかに知るためのものである。したがって、報告書の記入は事実に反することがないように慎重に行うものとし、オーガナイザー、サーキット、エントラント、ドライバー、オフィシャル等に対する意見があれば必ず付記すること。

たとえ、未確定の事項があったとしても、イベント終了後14日以内に J A F モータースポーツ部あてに報告書、成績表一式を送付することを忘れてはならない。

- 16. 事故が発生した場合の処置については、次の各項について注意を払うこと。
 - 1) 単独または複数の事故に関係したすべてのドライバーの氏名を確認して記録すること。
 - 2) 競技車両が大破してレースを続けることができなくなった場合、あるいはドライバーまたは第三者にたとえ軽傷であっても負傷者が出た場合には必ず「AFに対する事故報告書を作成すること。
 - 3) 事故報告書の作成に当たってはできる限り証人やオフィシャルから証言を聴取した上で詳細な文書とすること。証言にはそれぞれ署名をとっておくことも忘れてはならない。
 - 4) 死亡を伴う事故が発生した場合には警察官による取り調べがJAFとしての調査より優先されることを知っていなければならない。したがって、審査委員会による調査は併行したかたちで実施することが望ましく、決して警察官によって行われる取り調べを妨げてはならない。
 - 5) 死亡事故が発生した場合は直ちにその報告が所轄警察に対してなされたかどうかを確認すること。もしあらかじめ 警察官がサーキットに派遣されている場合には直ちにレースコントロールに来るよう要請し、その警察官が検死する のか、あるいは別に専門の係官が派遣されて来るのかを確かめておく。死亡事故の場合、とかく混乱に陥りやすく、 同時に同じことを何人もの人が重複して行い、混乱に輪をかけ、いたずらに時間を浪費することになりやすい。これ を防ぐためにも、それぞれの任務を確かめ、整然と処理に当たらせるようにしなければならない。

審査委員会としては調査に当たる警察官に対し必要な助言を与える一方、警察官の調査によって判明した事実について情報を受けるようにして相互協力態勢をとることが望ましい。

サーキットに警察官がいない場合は、その到着を待つ間に審査委員会はとりあえず事故に関係した者および証人について、その氏名、住所、年齢、職業、連絡電話番号等を聴取しておくとともに、レース開始前に車検を行った技術委員をはじめとして関係のあるオフィシャルの全員から事情を聴取して記録にとどめておくこと。事故車両に対する車検も重要である。必ず技術委員が検査を実施するように指導し、その結果を報告させる。

また負傷者を診察した医師、これを搬送した搬送車の乗員からその状況を聴くとともに、それらの人々の氏名、住

所、電話等も記録しておくことを忘れてはならない。負傷者を搬送した病院名も知っておく必要があることはいうまでもない。

以上の事項は警察官が到着次第、報告すること。

審査委員会はJAFに対して責任を有するものであり、モータースポーツ審査委員会で事故に関する事情聴取が行われる場合には、これに出席して詳細な説明を行わなければならない。そのためにもできる限りの情報を集め記録しておく必要がある。ただし、証人の陳述書等はできるだけ警察官と同時に入手するようにして、証人となった人々にあまり多くの迷惑をかけないよう配慮すべきである。

- 6)破損した車両および事故現場の写真は詳細な測量による位置関係とともに事故車両が撤収される以前に撮っておかなければならない。通常、警察官がこれを実施することになるが、事故車両の所有者(エントラント)およびドライバーも出席を要請され証言を行うことになる。審査委員会としても必ずこれに立ち合ってその状況を確認しておかなければならない。
- 7) 事故車両は警察側において証拠物件として保管されることがある。その場合、保管の場所と返還の期日が所有者 (エントラント) に知らされているかどうか確認すること。
- 8) 証人の陳述は詳細な記憶がまだ生々しい事故の直後に聴取することが望ましい。各証人がサーキットを離れる前に審査委員会は聞きもらした点がなかったかどうか慎重に考えてみる必要がある。例えば消火器が使用された場合、調査はファイアーマーシャルについても行われるべきであり、消火器が完全に作動したかどうかも聞いておかなければならない。消火器が有効に作動しなかったという申し立てがあった場合、当該消火器に封印を施して保存し、専門家の検査を受けてその原因を確かめることができるようにしておくこと。

また、救急委員の活動状況については特に細大もらさず聞いておく必要がある。万一、救急活動に遅延があったときはその原因を追求して確かめておかなければならない。特にレースコントロールにおける通信記録(ヴォイスレコード)、およびレース経過状況の記録は重要であり、必ずオーガナイザーにおいて保管しておくように指示すること。

- 9) 外国人ドライバーまたは顔をよく知られていないドライバーが事故に巻き込まれ死亡するか重傷を負った場合には、その家族またはエントラント/ピットクルー、友人、同僚等に確認を受けるように指導し、特に外国人ドライバーについてはその所属国の大使館または領事館に事故の経過ならびにこれに対してとられたすべての処置についてオーガナイザーから通知させること。
- 10) 事故の場合における審査委員会の任務を要約すれば対外的には警察官を補佐して事故調査ができる限りスムーズに 行われるようにするとともに、対内的には事故に関するあらゆる情報を収集記録して JAF に報告することである。 ただし、その間にあって、モータースポーツ界に不利を招くような言動を防止し、その権威が保たれるように全力を 傾注しなければならない。